

質問に対する回答（知立市放課後児童クラブ運営委託業務）

質問番号	質問事項	質問内容	回答
1	実施要領 P3 10-(3)②	提案書はパワーポイントで作成しても差し支えないか。	差し支えありません。
2	仕様書 P2 7(2)	昨年度または今年度の開所日数見込の内訳をご教示ください。年間○日(平常○日、長期休暇○日、早帰り○日、振替○日)等。	年間開所日数の内訳は下記のとおりです。なお、令和8年度も同数程度を予定しています。 令和7年度(実績) 年間 293 日(平日 159 日、土曜日 50 日、長期休暇 44 日、早帰り 31 日、代休日 2 日、短縮授業日 7 日) ※日数は児童クラブごとに異なるため、いずれも最大値としました。 ※土曜日は一部の児童クラブで集合保育を実施しました。 ※早帰りは平日午後2時より前に児童の来所があった日をさします。
3	仕様書 P2 7(4) 仕様書 P12 別表1	各クラブの平均登室人数を通常時・土曜日・祝日・長期休業日に分けてお示してください。	別紙1「平均登室人数」のとおりです。なお、人数は令和7年度の利用者実績から1日あたりの平均利用人数を記載しました。また、現在祝日は開室しておりませんので未記載としました。
4	仕様書 P4 7(8) イ(イ)	放課後子ども教室と適宜連携して活動することとありますが、過去に連携した活動があればご教示ください。	スポーツ市民団体の協力を得て、スポーツ体験講座を連携して実施しました。また、一部の学校区では合同で避難訓練を実施しました。運営に関しては、年に2回学校区ごとに学校・放課後子ども教室・児童クラブの三者で構成する「放課後児童の居場所運営部会」を開催し、児童の様子の共有や運営に関する課題共有・解決に向けた協議の場を設けています。

質問番号	質問事項	質問内容	回答
5	仕様書 P4 7 (8) ウ(イ)	貴市で採択(実施)している 処遇改善事業をご教示くだ さい。(9,000 円相当処遇改 善、キャリアアップ処遇改善 など)	「放課後児童健全育成事業実施要綱」(令和5年4月12日こ成環第5号)に 基づき、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」、「放課後児童支援員キャリ アアップ処遇改善事業」、「放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円 相当賃金改善)を実施しています。
6	仕様書 P5 キ(エ)	クラブ毎に無償で貸与いた だけの備品リストをお示し ください。	別紙2「備品リスト」のとおりです。
7	仕様書 P5 8(1)	業務責任者と主任支援員を 兼務することは可能でしょ うか。お示してください。	兼務可能です。
8	仕様書 P6 8(2)	主任支援員は来迎寺児童ク ラブ第3児童クラブのよう な長期休業期間のクラブに も配置が必要でしょうか。そ れとも通常期のクラブのみ でよろしいでしょうか。	長期休業期間の主任支援員の追加配置は不要です。
9	仕様書 P6 8(3)	41 人以上の定員のクラブの 現在の支援員の配置人数を お示してください。	1 支援単位あたり概ね4名で運営しています。開所時間中、利用児童数に応 じて配置人数は減少することがあります。

質問番号	質問事項	質問内容	回答
10	仕様書 P6 8(4)	現在、在籍している児童の中で配慮が必要な児童が各クラブ何名いるかご教示ください。	令和 8 年 7 月 24 日時点の各児童クラブにおける配慮が必要な児童の在籍状況は下記のとおりです。 来迎寺児童クラブ 4 名、西児童クラブ 11 名、花山児童クラブ 9 名、猿渡児童クラブ 11 名、八ツ田児童クラブ 21 名
11	仕様書 P6 8(4)	クラブ別の医療的ケア児童の登録人数をご教示ください。	令和 8 年 7 月 24 日時点で医療的ケア児童の登録はありません。
12	仕様書 P6 8(4)	貴市で加配児童 2 名に対して支援員 1 名などルールがございましたら合わせてご教示ください。	明確なルールはありません。
13	仕様書 P6 8(4) 仕様書 P12 別表 1	クラブ毎に外国人の児童が何名在籍しているかご教示ください。また、通訳等の配置状況をご教示ください。	令和 8 年 5 月 1 日時点の各児童クラブにおける外国人の児童の在籍状況は下記のとおりです。なお、通訳は配置しておりません。 来迎寺児童クラブ 6 名、西児童クラブ 0 名、花山児童クラブ 2 名、猿渡児童クラブ 2 名、八ツ田児童クラブ 5 名
14	仕様書 P7 9(1)	貴市で雇用している職員の人数をクラブ毎に放課後児童支援員・補助員で分けてご教示ください。	別紙 3「職員人数」のとおりです。

質問番号	質問事項	質問内容	回答
15	仕様書 P7 9(2)ア	各クラブで従事している職員の時給および期末・勤勉手当の掛け率を放課後児童支援員・補助員で分けてご教示ください。	令和 8 年 7 月 14 日時点の職員の時給及び勤勉・期末手当の状況は下記のとおりです。 ①放課後児童支援員（週 30 時間固定勤務）1 か月あたりの報酬 任用開始 1 年目から 2 年目は 200,510 円 任用開始 3 年目以降は 204,220 円 ※別途期末勤勉手当（令和 7 年度実績 4.65 か月分）支給 ②児童厚生員の補助員（週 20 時間未満変則勤務）1 時間あたりの報酬 有資格者は 1,530 円、無資格者は 1,350 円 ※有資格者は放課後児童支援員資格所持者（相当資格保持者を含む）をさす。
16	仕様書 P7 9(2)ア	現在、働かれている職員の勤務時間をご教示ください。	現在勤務している職員の職制別平均勤務時間は下記のとおりです。 ①放課後児童支援員（月額者）は週 5 日 6 時間の固定勤務制 ②児童厚生員の補助員は平日の平均勤務時間は 1 人あたり 3 時間、長期休暇期間の平均勤務時間は 1 人あたり 5 時間の変則勤務制
17	仕様書 P7 9(2)ア	有休の残日数についてご教示ください。可能な範囲で構いませんので情報開示をお願いいたします。	有給の残日数については個々の状況によるため回答を差し控えさせていただきます。

質問番号	質問事項	質問内容	回答
18	仕様書 P7 9(2)ア	現在働かれている職員の 次年度(令和9年度)増額ま たは引き上げされる予定 の賃金額をご教示くださ い。	現在、賃金の増額の実施及び引き上げ額は未定です。
19	仕様書 P7 10(1)	昨年度の研修の実績をお 示してください。	昨年度の研修の実績は下記のとおりです。※外部講師による研修のみ記載 障がい児研修1回 目的：児童の発達理解と実践 性の研修1回 目的：学校における性教育の現状を知る
20	仕様書 P12 別表 1	各クラブの学年別登録人 数をお示してください。	令和8年7月24日時点の別紙4「学年別登録人数」のとおりです。
21	仕様書 P12 別表 1	来迎寺第3児童クラブ以外 は全てクラブの専用棟が あるという認識で良いか。 また、専用棟の場合、午前 中から職員が入室するこ とは可能か。	別紙5「児童クラブ施設概況」のとおりです。

質問番号	質問事項	質問内容	回答
22	仕様書 P12 別表 1	各クラブの所在地、校舎内・外、学校敷地内・外の建物や位置関係(別棟・階数・隣接部屋等)をご教示ください。また、長期休業期間に開所する「第3クラブ」についてもご教示ください。	別紙 5「児童クラブ施設概況」のとおりです。なお、各クラブの所在地は仕様書内別表 1「業務実施場所等」表内の項目「所在地」に記載のあるとおりです。
23	仕様書 P14 別表 3	各クラブの空調保守やカーペット清掃等は事業者側で費用に見込む必要はなく『手数料(日常保守)』に含まれている認識で良いか。事業者側で見込む必要がある保守経費があれば併せてご教示ください。	お見込のとおりです。施設の保守経費は発注者が負担しますので、費用を見込んでいただく必要はありません。

質問番号	質問事項	質問内容	回答
24	仕様書 P14 別表 3	入退室管理システムは現在導入されていないという認識でよろしいでしょうか。また、どのシステムを導入するかは受諾者が決定してよいという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
25	仕様書 P14 別表 3	市が負担されるインターネット通信を受注者が用意するノートパソコン等で使用することは可能でしょうか。 お示してください。	仕様書内別表 3「費用負担」のとおりです。受託者が用意するノートパソコン等は受託者で通信料のご負担をお願いします。
26	仕様書 P14 別表 3	過去 3 年の備品の購入実績と金額をお示してください。	過去 3 年間に市で購入した備品（備品は知立市備品管理要綱により購入金額が税込 5 万円以上のものをさす）とその購入金額は下記のとおりです。 令和 5 年度：道具整理棚 2 架 190,080 円 書架 694,000 円 冷蔵庫 69,960 円 令和 6 年度：液晶テレビ 209,275 円 令和 7 年度：購入実績なし

質問番号	質問事項	質問内容	回答
27	仕様書 P14 別表 3	クラブ別の消耗品実績（年間金額で構いません）をご教示ください。	各児童クラブの令和 7 年度年間消耗品実績額は下記のとおりです。 来迎寺児童クラブ 296,998 円 西児童クラブ 387,474 円 花山児童クラブ 653,083 円 猿渡児童クラブ 167,455 円 八ツ田児童クラブ 194,854 円
28	仕様書 P14 別表 3	修繕費は、金額の多寡や瑕疵の有無にかかわらず、すべて発注者負担という認識で相違ないでしょうか。ご教示ください。	仕様書内別表 3「リスク分担区分」表内の項目「設備」に記載のあるとおり、受託者が注意義務を怠ったことによる原状回復または賠償行為が発生する場合があります。また、明らかに第三者行為（児童や保護者を含む）による施設の損傷等であることが認められる場合は、その第三者に原状回復または賠償行為が発生する場合があります。
29	仕様書 P14 別表 3	職員用の駐車場をお借りすることは可能でしょうか。もし利用可能な場合、有料となりますでしょうか。ご教示ください。	学校または施設の駐車場を無償で 사용할 ことができます。他に受託者が必要に応じて学校または施設の駐車場以外で、駐車場を借り受けられる場合は、その費用は受託者にて負担していただきます。

質問番号	質問事項	質問内容	回答
30	仕様書 P14 別表 3	今後、加配を要する児童数が増加した場合、必要となる追加費用について、貴市と協議の上、別途ご負担いただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	原則は、仕様書内に記載のあるとおり、加配は予算の範囲内でお願ひします。しかし、加配を要する児童の利用数が、例年を大きく上回る場合で、追加費用が必要となる場合は、別途協議の上、必要に応じて追加の費用の負担を行うことがあります。
31	その他	現在、児童クラブで小学校の体育館や校庭を利用しているか。利用状況をご教示ください。	各児童クラブにおける小学校の体育館や校庭の利用状況は下記のとおりです。 来迎寺児童クラブ 体育館：長期休暇中のみ利用、校庭：平日のみ利用 西児童クラブ 体育館：長期休暇中のみ利用、校庭：平日のみ利用 花山児童クラブ 体育館：長期休暇中のみ利用、校庭：平日のみ利用 猿渡児童クラブ 専用施設につき学校施設未利用（専用施設外庭利用） 八ツ田児童クラブ 体育館：未利用、校庭：平日のみ利用
32	その他	児童が降室する際、保護者のお迎えは必須か。それとも送り出しか。	児童が降室する際は保護者のお迎えを必須にしています。